

常勤理事評価委員会の設置について

当財団では、2014年1月1日付で、業務を執行する常勤理事に関し、職務執行の適性の評価を行うため、「常勤理事評価委員会」を設置することにしました。同委員会は、評議員1名及び公正中立と認められる外部学識経験者2名の計3名を以て構成され、具体的には常勤理事の職務内容、必要な知識・経験等、勤務条件、欠格事由等に照らし、常勤理事として適任か否かの評価を行うものとしします。

常勤理事評価委員会の設置・運営規則

（目的）

第1条 公益財団法人国際金融情報センター（以下、「当財団」という。）の業務を執行する常勤理事に関し、職務執行の適性の評価を行うため、当財団に常勤理事評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（委員の構成）

第2条 委員会は、評議員1名及び公正中立と認められる外部学識経験者2名の計3名を以て構成する。

2. 委員は、当財団と密接な利害関係を有する者に該当せず、かつ、当財団の定款第4条に定める事業に関して知見を有する者から、理事会決議により選任する。

（委員の責務）

第3条 委員会は、常勤理事の職務内容、必要な知識・経験等、勤務条件、欠格事由等に照らし、常勤理事として適任か否かの評価を行うものとする。

(議長の選出)

第 4 条 委員会の議長は、委員の互選で選出する。

(守秘義務等)

第 5 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後といえども同様とする。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は当財団の理事長が招集する。

(報告書の作成・提出)

第 7 条 委員会は、定時評議員会の召集を決定する理事会の前日までに、常勤理事の適正評価報告書を作成し、理事会に提出するものとする。

第 8 条 理事長は、委員会の設置及び運営の概要を速やかに評議員会に報告するものとする。また、理事長は、理事会が提出をうけた第 7 条にいう常勤理事適正評価報告書を役員選任に関する参考資料として評議員会に提出するものとする。

(事務局)

第 9 条 常勤理事評価委員会の事務局は総務部が当たる。

(本規則の改廃)

第 10 条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(補則)

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、当財団の代表理事が別に定めるものとする。

附則

この定めは平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

以 上